令和5年第3回五戸町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年3月14日 (火) 午前9時25分から10時25分
- 2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
- 3. 出席委員 (19人)

岩 井 壽美雄 君 会長職務代理者 北 村 勉 君 会 長 三浦 弘文君 君 3 番 4 番川崎良 P. 昭 君 5 番 高橋 克 君 6 番 高 村 國 7 佐々木 一 榮 君 俊 君 番 8 番 柏 田雅 9 番 佐々木 喜 克 君 10番 中里光 明 君 沼 沢 こえ子 君 豊 川敏雄君 11番 12番 誠君 14番 時 13番 竹原 宏君 田 16番 稲 村 健 一 君 中川原 隆 雄 君 15番 17番 鈴 木 徳 治 君 18番 大 沢 トモ子 君 19番 鳥谷部 甚一郎 君

- 4. 欠席委員 (0人)
- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 業務報告
 - 第3 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 第4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見 について
 - 議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第15号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
 - 議案第16号 令和5年度五戸町農作業労働賃金等標準額の設定について
 - 議案第17号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
 - 議案第18号 五戸町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指 針の一部改正について
 - 議案第19号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づき定めた別段面積の 告示の廃止について
 - 議案第20号 五戸町農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規定 について
 - 6. 農業委員会事務局職員

7. 会議の概要

五賊火馬及	
会 長 (岩井)	ただ今から、令和5年第3回五戸町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しいところご参集くださいまして、厚くお礼申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。
事務局(大沢)	本日は、全員出席しておりますので総会は成立しております。 それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになって おりますので、議事の進行をお願いいたします。
議長(岩井)	これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。 会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	(「なし」の声あり)
議長(岩井)	それでは、2番 北村 勉 委員と14番 時田 宏 委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局の大沢次長を指名します。
議長(岩井)	それでは、日程第2 業務報告について、事務局より説明をお 願いします。
事務局 (大沢)	〔業務報告の朗読及び説明〕
議長(岩井)	ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
	(「なし」の声あり)
議 長 (岩井)	よろしいですか。 それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。
議長(岩井)	次に、日程第3 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。 報告第4号の7番につきましては、豊川 敏雄 委員に関する事案となっており、農業委員会等に関する法律 第31条の規定により議事参与が制限されるところですが、報告事案でもあることから、参考人としてこのまま着席いただき、議事を進めたいと思い

ますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

議 長(岩井)

それでは、豊川 敏雄 委員 着席のまま議事を進めます。報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (大澤)

それでは、今月の合意による解約に係る通知書の受理について 説明させていただきます。

今月の通知書の受理は10件です。議案書の2ページ、参考資料の1ページをご覧ください。

報告 第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。

- 1番、大字倉石石沢字石沢後、田1筆、面積は2,976 m²です。 当該農地を購入する人が現れたため解約するものです。
- 2番、字姥堤、田1筆、面積は2,459 ㎡です。所有者自ら耕作 するため解約するものです。
- 3番、字姥堤、田1筆、面積は3,139 m²です。湿田で作付けに 適さないため解約するものです。
- 4番、字姥堤、田1筆、面積は3,559 m²です。高齢による規模縮小のため解約するものです。
- 5番、字熊野林後、田2筆、面積は2,999 m²です。高齢による 規模縮小のため解約するものです。
- 6番、字筒口川原、字姥堤、田4筆、面積は12,500 ㎡です。 体調不良による規模縮小のため解約するものです。
- 7番、大字切谷内字舘ノ谷地、田1筆、面積は1,245 m²です。 湿田で作付けに適さないため解約するものです。
- 8番、大字倉石石沢字狐久保、畑3筆、面積は5,912 m²です。 高齢による規模縮小のため解約するものです。
- 9番、大字倉石中市字高田、田1筆、面積は、1,458 ㎡です。 当該農地を購入する人が現れたため解約するものです。
- 10番、大字倉石中市字高田、大字倉石又重字長畑、田4筆、 面積は5,626 m²です。当該農地を購入する人が現れたため解約す るものです。

以上です。

議 長(岩井)

ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井)

よろしいですか。

特に発言がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長(岩井)

ここで農地調査会、今月の調査委員は、5番 髙橋 克 委員と 15番 中川原 隆雄 委員です。調査委員席にご着席ください。

(調査委員席に着席)

議 長(岩井)

次に、日程第4 議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

議案第12号の1番については、柏田 雅俊 委員に関する事案 であるため、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定によ り、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いし ます。

(柏田 雅俊 委員 退席)

議 長(岩井)

事務局より説明をお願いします。

事務局 (大澤)

それでは、今月の農地法第3条の許可申請について説明させて いただきます。

議案書の5ページ、参考資料の19ページをご覧ください。 議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請につい て」農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審 議を求める。

今月の許可申請は、1 議案 9 件です。1 番から 4 番は、贈与による所有権移転に関する件、5 番から 9 番は、売買による所有権移転に関する件です。まずは1 番から説明させていただきます。

1番、大字倉石又重字前田内沢、畑1筆、面積は6,692 ㎡です。1番は、別添調査書にあります通り農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長(岩井)

ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、髙橋 克 委員 から、調査結果の報告をお願いいたします。

髙橋克調査委員

農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の5ページ議案第12号と参考資料19ページをご覧ください。

3月2日に、岩井会長と中川原 隆雄 委員及び事務局職員2名 で現地調査を行いました。 1番は、譲渡人と譲受人は親戚で、後継者がおらず管理できないため、譲渡人からの申出により、農地を贈与するものです。譲受人はニンニクを作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議 長(岩井)

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第12号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長(岩井)

全員賛成ですので、議案第12号の1は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、柏田 雅俊 委員を入室させてください。

(柏田 雅俊 委員、入室・着席)

議 長(岩井)

次に、議案第 12 号の 2 番から 9 番について事務局より説明をお願いします。

事務局(大澤)

それでは、引き続き農地法第3条の許可申請について説明させていただきます。

- 2番、大字上市川字外ノ沢、畑1筆、面積は1,677 m²です。
- 3番、大字倉石中市字栗ノ木、字高田、田4筆、畑1筆、計5 筆、面積は 7,855 ㎡です。
- 4番、大字倉石中市字下屋敷、字高田、大字倉石又重字長畑、田4筆、畑1筆、 計5筆、面積は6,139㎡です。
 - 5番、大字倉石石沢字石沢後、田1筆、面積は2,976㎡です。
 - 6番、大字倉石石沢字石沢後、田1筆、面積は4,578 m²です。
 - 7番、大字倉石石沢字石沢後、田2筆、面積は4,698 m²です。
 - 8番、大字上市川字大谷地、田1筆、面積は798㎡です。
- 9番、大字倉石中市字栗ノ木、田3筆、畑2筆、計5筆、面積は5,591㎡です。

2番から9番は、別添調査書にあります通り農地法第3条第2 項各号に該当するものではありません。ともに農作業の規模拡大 を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見 ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていること から、許可要件を満たしていると考えます。 ご参考までに売買価格をお知らせします。

- 5番の売買価格は、238,000円、10aあたり80,000円です。
- 6番の売買価格は、320,000円、10aあたり70,000円です。
- 7番の売買価格は、375,800円、10aあたり80,000円です。
- 8番の売買価格は、200,000円、10aあたり250,000円です。
- 9番の売買価格は、400,000円、10aあたり72,000円です。 以上です。

議 長(岩井)

ただ今の説明に関連して、同じく髙橋 克 委員から、議案第 12 号の 2 番から 9 番について調査結果の報告をお願いいたします。

髙橋克調査委員

引き続き、現地調査の結果を報告いたします。

2番は、譲渡人と譲受人は親戚で、通作距離が遠く管理できないため、譲渡人からの申出により、農地を贈与するものです。譲受人は、長芋とゴボウを作付けするそうです。

3番は、譲渡人の農地の近くに譲受人の経営する農地があり、 高齢で管理できないため、譲渡人からの申出により、農地を贈与 するものです。譲受人は、ニンニクと水稲を作付けするそうで す。

4番は、譲渡人の農地の近くに譲受人の経営する農地があり、 後継者がおらず管理できないため、譲渡人からの申出により、農 地を贈与するものです。譲受人は、ニンニクと水稲を作付けする そうです。

5番は、譲渡人と譲受人は以前農地を売買しており、譲受人が 田んぼの利用集積を計画しているため、譲受人からの申出によ り、農地を売買するものです。譲受人は、水稲を作付けするそう です。

6番は、譲渡人が5番の売買の情報を聞きつけ、譲渡人からの 申出により、農地を売買するものです。譲受人は、水稲を作付け するそうです。

7番は、譲受人の田んぼの利用集積計画の範囲に譲渡人の農地があり、譲受人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、水稲を作付けするそうです。

8番は、譲渡人と譲受人は親戚で、農地が家のすぐ隣にあるため、譲受人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、水稲を作付けするそうです。

9番は、譲渡人と譲受人は知人で、後継者がおらず管理できないため、譲受人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、牧草を作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議 長 (岩井)	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
19番(鳥谷部)	9番の現況が山林となっていますが、牧草をつけることはでき るのですか。
事務局 (大澤)	現在の所有者が無断転用で植林している状態となっていますが、植えてから間もないので、復元は可能と判断しました。
19番(鳥谷部)	分かりました。
議長(岩井)	他に質疑ありませんか。
13番(竹原)	9番は植林したばかりのところに牧草をつけるということですか。
事務局 (大澤)	植林したものがまだ大きく成長していないので、抜根して利用するとのことです。
13番(竹原)	新たにロータリーをかけて播種をして牧草をつけるということですね。譲受人は畜産農家だと思いますが、畜種は何ですか。
事務局 (大澤)	申し訳ありません。畜種までは確認していませんでした。
13番(竹原)	後でもいいので確認して教えてください。
議長(岩井)	他に質疑ありませんか。
	(質問・意見なし)
議長(岩井)	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第12号の2番から9番について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員举手)
議 長 (岩井)	全員賛成ですので、議案第12号の2番から9番については、 原案のとおり決定しました。
議長(岩井)	次に、議案第13号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地 転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。

事務局 (小泉)

それでは、議案書の9ページ、参考資料の40ページをご覧く ださい。

「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。今月の許可申請は、1議案1件です。

1番、農地の所在は大字倉石中市字上ミ平、地目は畑、面積は 422 m²、転用目的は宅地です。農地区分は第3種農地と判断いた します。以上です。

議 長(岩井)

ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、中川原 隆雄 委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

中川原隆雄調査 委員

農地法第5条の許可申請にかかる 現地調査の結果を報告いた します。議案書の9ページ議案第13号と参考資料の40ページを ご覧ください。3条申請と同じく、3月2日に現地調査を行いま した。

1番の借受人は、現在、貸付人である祖父の家で、祖父母、両親、妻、子の10人で暮らしていますが、家族が増えたことにより手狭になったため、現在の住所地に隣接する、祖父所有の農地を借り受けて住宅を建築する計画です。

周囲は、北側は宅地、 東側と南側は畑、 西側は道路となっております。

汚水等は、農業集落排水施設に接続して処理し、雨水は、敷地内にて地下浸透のため、周囲に影響が無いことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議 長(岩井)

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番 (中里)

今回の転用についてではないですが、意見として提案したいです。

家を新築した方から、近隣農地での農作業音がうるさいなどの 苦情があり、その農地では耕作できなくなったという話を何件か 聞いたことがあります。

そこで、家を新築するため農地転用したいと来た時、申請地の 近隣農地では草刈の音や、朝から作業する音が聞こえると思う が、それでも大丈夫かという話を申請者に説明してほしいです。

事務局(大沢)

宅地への転用申請があった場合、新築する側に説明をするようにいたします。

議 長 (岩井)

中里委員の意見は、提案として承っておきます。他に質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長(岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 (岩井)

全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

調査委員の方々、ありがとうございました。 指定席にお戻りください。

(調査委員 指定席に戻る)

議 長(岩井)

次に、議案第14号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

議案第14号の1の1番・1の2番については、竹原 誠 委員 に関する事案であるため、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

(竹原 誠 委員 退席)

議 長(岩井)

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局(小泉)

それでは議案書の10ページ、議案第14号をご覧ください。

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。五戸町長より令和5年2月24日付け五農林第364号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案9件で、合計面積は72,380㎡です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。

1-1番は、農地中間管理事業を利用した一括方式による貸借です。

1-2番から6番は、利用権設定による貸借です。

1-1番、大字倉石又重字下モ平、字下上平、字長久保、字前 田、字谷地中、田と畑、計 15 筆、合計面積は 24,290 ㎡。10 年 の使用貸借です。水稲、にんにく、長いも、いちごなどを作付け する予定です。議案中に新規と記載していますが、利用権設定の 貸借期間が終了するため、更新するにあたり、農地中間管理事業 を利用した一括方式による貸借へと借り換えたものです。

1-2 番、大字倉石又重字家ノ上、畑、計3筆、面積は合計 4,397 ㎡。5年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり6,800 円、年 30,000 円です。にんにくを作付けする予定です。以上です。

議 長(岩井)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長(岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第14号の1の1番・1の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長(岩井)

全員賛成ですので、議案第 14 号の1 の1 番・1 の2 番は、原案のとおり決定しました。

ここで、竹原 誠 委員を入室させてください。

(竹原 誠 委員、入室・着席)

議 長(岩井)

次に、議案第 14 号の 2 番から 6 番について事務局より説明をお願いします。

事務局(小泉)

それでは、議案第14号の2番からご説明いたします。

2番、大字倉石中市字栗ノ木、樹園地、計4筆、面積は合計 8,484 ㎡。3年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 15,000 円、年 127,260 円です。りんごを作付けする予定です。

3番、字上根前、田、面積は 2,966 m²。5年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり玄米 30 kg、年、玄米 90 kgです。

4-1 番、大字豊間内字地蔵平、畑、面積は 7,132 ㎡。3 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 14,000 円、年 100,000 円です。 長いも、ごぼうを作付けする予定です。

4-2 番、大字豊間内字熊戸、字五ヶ久保、字高寺、字高寺前、字地蔵平、田と畑、計7筆、面積は合計7,943 ㎡。3年の使用貸借です。水稲、長いもを作付けする予定です。

5-1 番、大字豊間内字熊戸、畑、計2筆、面積は合計8,411 ㎡。3年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり20,000円、年160,000円です。にんにく、ごぼうを作付けする予定です。

5-2番、大字豊間内字地蔵平、畑、面積は1,525 ㎡。3年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 20,000 円、年 30,000 円です。に

んにく、ごぼうを作付けする予定です。

6番、大字豊間内字地蔵平、畑、面積は7,232 ㎡。3年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 14,000円、年100,000円です。長いもを作付けする予定です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長(岩井)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長(岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第14号の2番から6番について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長(岩井)

全員賛成ですので、議案第14号の2番から6番は、原案のと おり決定しました。

議 長(岩井)

次に、議案第15号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断 について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 (大沢)

議案書の 15 ページ議案第 15 号と参考資料の 50 ページをご覧 ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について説明いたします。1 議案 5 件です。

1番の字駒ケ沢の田5筆について令和5年3月14日に所有者から申出があり、10年以上前から耕作していないため、自然荒廃しており農地に復元することが困難となった土地です。

令和5年3月2日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の 運用について第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒 廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地 として決定を求めるものです。

5 筆、8,023 ㎡です。説明は以上です。

議 長(岩井)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第15号について、非農地と判断することに賛成の方は挙 手をお願いします。

(全員挙手)

議 長(岩井)

全員賛成ですので、議案第 15 号は、非農地と判断することに 決定しました。

議 長 (岩井)

次に、議案第16号「令和5年度五戸町農作業労働賃金等標準額の設定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(大沢)

議案書の16ページ議案第16号をご覧ください。

令和5年度五戸町農作業労働賃金等標準額の設定について説明 いたします。

2月24日役場庁舎において五戸町と新郷村の農業委員会会長 と会長職務代理者、事務局で標準額改定の打合せ会を行いまし た。

17ページをご覧ください。

青森県最低賃金が令和4年10月5日から853円となり、昨年より31円引き上げになりました。8時間当たりにすると6,824円であるため、水田・畑作一般作業、果樹のせん定以外の賃金は前年から300円増額の6,900円に引き上げました。

果樹のせん定につきましては、農作業労働賃金の伸び率4%を乗じて積算し、400円増額の10,300円といたしました。

その他の標準額は、近隣市町村と均衡が図られているため前年と同額の据え置きとしております。説明は以上です。

議 長(岩井)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長(岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長(岩井)

次に、議案第17号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(大沢)

議案書の18ページ議案第17号をご覧ください。

令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。

農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月 25日3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づき来年度の最適化活動の目標等について決定を求めるものでございます。

令和4年度から変更した部分をご説明いたします。20ページをご覧ください。

(1)農地の集積、②目標部分ですが右側の今年度末の集積率を39%の目標から45%に引き上げております。青森県の目標が令和12年度までに集積率90%となっており、そこに向けて五戸町の集積率も徐々に上げていく目標となっております。

次に(2)遊休農地の解消①現状及び課題の面積につきましては、令和4年度の農地パトロールの実績に変更しております。1号遊休農地面積は37haから32haへ減少しております。うち緑区分は16haから13haへ黄区分は21haから19haへ減少しております。一番下のイ新規発生遊休農地の解消ですが令和4年度に新規発生した緑区分の遊休農地5haを解消目標面積としております。次のページをご覧ください。

(3)新規参入の促進②目標についてですが、農水省ガイドラインで平成29年度から令和元年度の3年間で権利移転・設定の行われた平均農地面積の1割以上を目標にするよう求められており0.2haを設定しております。説明は以上となります。

議 長(岩井)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長(岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長(岩井)

全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

議 長(岩井)

次に、議案第 18 号「五戸町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。

事務局(大沢)

議案書の 22 ページ、議案第 18 号と参考資料の 53 ページをご 覧ください。

五戸町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の 一部改正について説明いたします。 提案理由ですが、改正農業委員会法第七条(令和5年4月1日 施行)に基づき、所要の改正をするため提案するものでありま す。

参考資料の53ページに改正農業委員会法第七条を掲載しておりますが、下線部分が変更部分となります。

第1項第2号の部分ですが指針に盛り込む項目として、農地等の利用の最適化の推進の方法と書かれており、4段下に農業委員会が果たすべき役割に関する事項を含むとありますので、議案書の26ページ下の部分に第3地域計画の目標を達成するための役割を足しております。

また、参考資料の53ページ第1項第3号の部分ですが、第1号の目標の達成状況の評価の方法と書かれておりますので、議案書の24ページ中段より下の部分に(3)遊休農地の発生防止・解消の評価方法、25ページ下の部分に(3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法26ページ中段下側に新規参入の促進の評価方法を追加しております。

なお、目標の数値等は農業委員・推進委員の改選期に合わせて 見直しを行う予定です。説明は以上です。

議 長(岩井)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長(岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長(岩井)

全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

議 長(岩井)

次に、議案第19号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づき定めた別段面積の告示の廃止について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。

事務局(大沢)

議案書の27ページ議案第19号ご覧ください。

農地法第3条第2項第5号の規定に基づき定めた別段面積の告示の廃止について説明いたします。

農地法第3条第2項第5号の規定に基づき定めた別段面積の告示(令和元年9月12日五戸町農業委員会告示第7号)の廃止について決定を求めるものです。

廃止の理由につきましては、農地法第3条第2項第5号につい

ては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)第5条の規定により削除されることとなり、令和5年4月1日以降、改正前の農地法第3条第2項第5号に規定する面積の要件は、適用されなくなるためでございます。改正法の施行に伴い、公示した別段面積は効力を失いますが、農地の権利取得予定者等の誤解を招かぬよう、令和元年の告示を廃止するものです。説明は以上です。

議 長(岩井)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長(岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長(岩井)

全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 (岩井)

次に、議案第20号「五戸町農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(大沢)

議案書の28ページ、議案第20号と参考資料の54ページをご覧ください。

五戸町農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規定について説明いたします。

参考資料の54ページをご覧ください。

令和5年4月に予定される改正後の個人情報保護法の施行に伴い、本町における個人情報保護に関する取扱いについては、これまでの五戸町個人情報保護条例による規律から法の規律に移行することとなります。

そのため、現行の「五戸町個人情報保護条例」を廃止し、改正法の趣旨・目的に照らし、条例で定めることが法律上必要な事項など、新たに「五戸町個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定されます。

それに伴い、「五戸町農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規定(平成16年五戸町農業委員会告示第13号)」廃止し、新たに「五戸町農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程」を制定するため提案するものです。

施行期日は令和5年4月1日からです。説明は以上です。

議長(岩井	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
	(質問・意見なし)
議長(岩井	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 20 号について、原案のとおり決定することに 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長(岩井	全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり決定いたしま した。
議長(岩井	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもって、令和5年第3回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和5年3月14日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員